建築設計業務委託特記仕様書標準書式

（令和８年７月版）

第１章　業務概要

１　業務名称　：沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事設計業務(R8)

２　計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称　：沖縄コンベンションセンター

(2) 敷地の場所：宜野湾市真志喜 4-3-1

(3) 施設用途　：集会所

（令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十二号　第１類とする。）

３　履行期間　：　契約締結の日の翌日から令和９年３月 12 日まで

４　特記仕様書の適用

(1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3) ―― 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

５　設計与条件

(1) 敷地の条件

ア　敷地の面積　：　　㎡

イ　用途地域及び地区の指定　：　　地域、　　地区

(2) 施設の条件

ア　施設の延べ面積　：　　㎡

イ　主要構造及び階数　：　　造　地上　階、地下　階

ウ　耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

(ｱ) 構造体　：　　類

(ｲ) 建築非構造部材　：　　類

(ｳ) 建築設備　：　　類

エ　標準と著しく相違する建具の有無：・有り　・無し

(3) 建設の条件

ア　予定工事費　：　　千円（消費税抜）

イ　建設工期　：　約　　日間

(4) 業務目的、内容等

沖縄コンベンションセンター劇場棟の舞台機構設備改修工事の設計業務を行う。主な対象は、「舞台機構制御システム（吊物制御盤、吊物操作盤、床制御盤、床操作盤）」、「床機構オーケストラ迫機構、客席ワゴン機構」、「床機構小迫機構」とし、作成する図面の図面目録は別紙のとおりとする。

(5) その他

⊙令和 11 年度の沖縄コンベンションセンター休館期間中の施工を想定し、工事の施工方法について検討する。

⊙既存 CAD データの利用が一部可能。
　建物、舞台機構設備に関する CAD 図面の一部が提供可能。
⊙重量扉等安全性に関わる部材等については、転倒・転落防止や安全性を検討し、業務成果物の仕様書や詳細図に寸法や金物等仕様の詳細を明示すること。

第２章　業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書（令和６年４月沖縄県土木建築部）（以下「共通仕様書」という。）による。

１　管理技術者等の資格要件（共通仕様書第３章 10(2)）

(1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

⊙建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する電気工事施工管理技士（1 級）

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士

・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

(2) 設備設計担当者の資格要件は次による。

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者

(3) 積算担当者の資格要件は次による。

・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

２　業務計画書（共通仕様書第３章５）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第５号様式）及び管理技術者等通知書（第６号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去３年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第６号様式「別紙１」）

【(2) 各主任担当技術者の担当分野（【総合、構造、電気、機械】）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去３年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（第６号様式「別紙２」）】

(3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去３年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況（第６号様式「別紙２」）

(4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名（第９号様式）

(5) 【総合、構造、電気、機械】以外の分担業務を追加する場合も(3)、(4)による

(6) 設計方針の説明に関する資料（令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）

(7) 業務工程表（第４号様式）

３　設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第２章）

(1) 一般業務（共通仕様書第２章(1)）

ア　基本設計

項　　目		対　象　外　業　務
・設計条件等の整理	・条件の整理	・ ・
	・設計条件の変更等の場合の協議	・ ・

・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	・法令上の諸条件の調査	・ ・
	・計画通知に係る関係機関との打合せ	・ ・
・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・ ・
・基本設計方針の策定	・総合検討	・
	・基本設計方針の策定及び発注者への説明	・ ・
・基本設計図書の作成		・
・概算工事費の検討		・
・基本設計内容の発注者への説明等		・

イ　実施設計

項　　目		対　象　外　業　務
⊙要求等の確認	⊙発注者の要求等の確認	・ ・
	⊙設計条件等の変更等の場合の協議	・ ・
⊙法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	⊙法令上の諸条件の調査	・ ・
	・計画通知に係る関係機関との打合せ	・ ・
⊙実施設計方針の策定	⊙総合検討	・
	⊙実施設計のための基本事項の確定	・
	⊙実施設計方針の策定及び発注者への説明	・
⊙実施設計図書の作成	⊙実施設計図書の作成	・
	・計画通知図書の作成	・
⊙概算工事費の検討		・
⊙実施設計内容の発注者への説明等		・

ウ　その他

・委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成

⊙工事費概算書の作成

(2) 追加業務（共通仕様書第２章(2)）

・建築積算業務
　・積算数量算出書の作成
　・単価作成資料の作成
　・見積収集
　・見積検討資料の作成
⊙電気設備積算業務
　⊙積算数量算出書の作成
　⊙単価作成資料の作成
　⊙見積収集
　⊙見積検討資料の作成
・給排水衛生設備積算業務
　・積算数量算出書の作成
　・単価作成資料の作成
　・見積収集
　・見積検討資料の作成
・空気調和・換気設備積算業務
　・積算数量算出書の作成
　・単価作成資料の作成
　・見積収集
　・見積検討資料の作成
・⊙昇降機設備積算業務
　・⊙積算数量算出書の作成
　・⊙単価作成資料の作成
　・⊙見積収集
　・⊙見積検討資料の作成
・透視図作成等
・模型製作等
・建築基準法第 18 条第２項に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。また、履行期間内に確認済証を受けること。なお、申請手数料については、精算により業務委託料に追加計上する。）
・建築基準法第 18 条第４項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務
　・判定を依頼する構造計算適合性判定機関：
・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
・リサイクル計画書の作成
　設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
⊙概略工事工程表の作成
・営繕事業広報ポスターの作成
・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設（沖縄県土木建築部が行う建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 13 条第２項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第 20 条第２項に規定する建築物

の建築に関する通知及び同法第 34 条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
・県有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
・都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
・建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容：　　）
・都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容：　　）
・沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務（手続内容：　　）
・沖縄県景観評価システムに基づく検討業務
・設計概要リーフレットの作成
・コスト縮減検討中間報告書の作成
　基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
ア　コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
イ　今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項
（営繕事業における共通検討課題を含む。）
・コスト縮減検討報告書の作成
　実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
ア　コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
イ　その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
・沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務（手続内容：　　）
・特殊な屋外付帯施設に係る設計業務
(3) 設計に必要な調査業務等
・敷地測量（内容は別紙のとおり）
・地盤調査（内容は別紙のとおり）
・電波障害調査
・

４　業務の実施

(1) 一般事項
ア　基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。
イ　実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
ウ　積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
エ　積算業務には、（一財）建築コスト管理研究所の積算システム（RIBC２）の内訳書作成システムを利用する。ただし、調査職員と協議のうえ承諾を得た場合は、承諾した方法によることができるものとする。
(2) 提出書類
本業務の実施に当たっては、別表の書類を各１部、遅滞なく提出すること。
~~(3) 電子納品対象業務~~
~~本業務は電子納品対象業務とする。~~
~~電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマット基づいて作成されたものを指す。~~
~~なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。~~
(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第３章 14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア　業務着手時

イ　調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ　その他（　　）

(5) 適用基準等（共通仕様書第３章３(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基　　準　　等	制定又は監修	年版等
ア　共通		
⊙建築工事積算基準	沖縄県土木建築部	平成 29 年版
⊙建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部	令和８年７月
⊙建築工事標準単価積算基準	沖縄県土木建築部	令和８年７月
⊙建築工事積算基準等資料	沖縄県土木建築部	令和８年７月
・電子納品に関する手引き(営繕業務・営繕工事編)	沖縄県土木建築部	令和７年５月
・沖縄県公共建築物景観形成マニュアル	沖縄県土木建築部	平成 11 年
・地質・土質調査業務共通仕様書	沖縄県土木建築部	令和６年７月
・沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	沖縄県子ども生活福祉部	平成 28 年５月
・建築物解体工事共通仕様書	国土交通省※1	令和４年版
・公共住宅建設工事共通仕様書	公共住宅事業者等連絡協議会	令和４年度版
・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン	国土交通省※1	令和６年版
・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領	国土交通省※1	令和６年版
・BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）	国土交通省※1	令和４年版
イ　建築		
・建築工事特記仕様書（建築工事編）	沖縄県土木建築部	令和８年版
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省※1	令和７年版
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省※1	令和７年版
・公共建築木造工事標準仕様書	国土交通省※1	令和７年版
・建築設計基準	国土交通省※1	令和６年版
・建築工事設計図書作成基準	国土交通省※1	令和２年版
・建築工事標準詳細図	国土交通省※1	令和４年版
・木造計画・設計基準	国土交通省※1	令和７年版
・敷地調査共通仕様書	国土交通省※2	令和４年版
・擁壁設計標準図	国土交通省※2	平成 12 年版
・構内舗装・排水設計基準	国土交通省※2	平成 27 年版
・構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項	沖縄県土木建築部	令和８年４月
ウ　建築積算		
・公共建築数量積算基準	国土交通省※1	令和５年版
・営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	国土交通省※1	令和６年版
・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	国土交通省※1	令和５年版
・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	国土交通省※1	令和７年版
・公共住宅建築工事積算基準	公共住宅事業者等連絡協議会	令和５年度版
エ　設備		
⊙建築工事特記仕様書（電気設備工事編）	沖縄県土木建築部	令和８年版
⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版

⊙公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
⊙建築工事特記仕様書（機械設備工事編）	沖縄県土木建築部	令和８年版
⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
⊙公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
⊙公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
⊙建築設備計画基準	国土交通省※1	令和６年版
⊙建築設備設計基準	国土交通省※1	令和６年版
⊙建築設備工事設計図書作成基準	国土交通省※1	令和６年版
・雨水利用・排水再利用設備計画基準	国土交通省※1	平成 28 年版
⊙建築設備耐震設計・施工指針	国土交通省※2	平成 26 年版
⊙建築設備設計計算書作成の手引	国土交通省※2	令和６年版
オ　設備積算		
⊙・公共建築設備数量積算基準	国土交通省※1	令和７年版
⊙・営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）	国土交通省※1	令和５年版
⊙・営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）	国土交通省※1	令和５年版
⊙公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	国土交通省※1	令和５年版
⊙・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	国土交通省※1	令和７年版
・公共住宅電気設備工事積算基準	公共住宅事業者等連絡協議会	令和５年度版
・公共住宅機械設備工事積算基準	公共住宅事業者等連絡協議会	令和５年度版

※１　国土交通省制定

※２　国土交通省監修

※３　年版等は令和８年７月現在

(6) 貸与品等（契約書第 19 条、共通仕様書第３章 11(1)）

貸与品名及び数量
⊙竣工時図面 PDF 及び CAD データ（一部）（・紙媒体　⊙電子データ）　1 部 ・

引渡場所（MICE 推進課）　　引渡時期（業務開始時）

返却場所（MICE 推進課）　　返却時期（業務終了時）

(7) 業務委託料の変更等（契約書第 29 条）

⊙建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

⊙本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。

(8) 部分払（契約書第 39 条）

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(9) 指定部分の範囲（契約書第 40 条）

（　　）

(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第 42 条）

・契約書第 42 条の特則は適用しない。

・本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できる

ものとする。（契約書第 42 条第２項）

・本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。（契約書第 42 条第３項）

(11)保険等（契約書第 59 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

・労働者災害補償保険

・

(12)成果物の提出場所　：

(13)成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第８条第１項の規定の範囲内で使用することがある。

(14)業務実績情報の登録について（共通仕様書第３章４(3)）

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(15)再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16)再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17)ウィークリースタンス実施要領に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の３．取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

(18)書面の取扱いについて

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受注者間の手続き（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則としてアによる。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は、イによる。

ア　オンラインによる場合

書面手続きは、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は(ｱ)、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合は(ｲ)による。

(ｱ) 電子メール等を利用する場合

a　業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行うものを特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。

b 電子メールの送信は、原則として a で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。

c 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが a で共有したものと同じであるか確認すること。

d　ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、a で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(ｲ)情報共有システムを利用する場合

a　業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。

b　受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

イ　オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び

連絡先を記載する。

ただし、業務着手後の面談等における受発注者間相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略にあたっては責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

ウ　その他

(ｱ)　アで用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(ｲ)　検査は、書面手続きに電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。

(ｳ)　電子成果品として納品する場合に電子データの仕様等については、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」によることを原則とする。

5　成果物及び提出部数

業務成果品は、電子媒体で（正）１部提出する。~~電子納品に関する基準は、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」による。~~また、データを印刷し、１部ドッチファイルに綴り提出する。

各種電子納品要領・基準等で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上決定すること。

(1)　基本設計

成　　果　　物			規格	縮尺	部数	適　　用
建築（総合）	一般業務	・計画説明書	A4			
		・仕様概要書	〃			
		・仕上概要表	〃			
		・面積表及び求積図	〃			
		・敷地案内図	〃	1/100		
		・配置図	〃	〃		
		・平面図（各階）	〃	〃		
		・断面図	〃	〃		
		・立面図	〃	〃		
		・工事費概算書	〃			
		・設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等）	〃	1/100		
		・打合せ記録簿				
	追加業務	・土質調査報告書				
		・				
		・				
		・				
建築（構造）	一般業務	・構造計画説明書	A4			
		・構造設計概要書	〃			
		・工事費概算書	〃			
		・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃			
		・打合せ記録簿				
	追加業務	・				
		・				
		・				
		・				
電	一	・電気設備計画説明書	A4			

		・電気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・				
給排水衛生設備	一般業務	・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・				
空調換気設備	一般業務	・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・				
昇降機等	一般業務	・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・				

(2) 実施設計

成　　果　　物			規格	縮尺	部数	摘　　要
建築（総合）	一般業務	・建築物概要書 ・仕様書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	 1/100 〃 〃		

		・立面図（各面）	〃	〃		
		・矩計図	〃	1/30		
		・展開図	〃	〃		
		・天井伏図（各階）	〃	1/100		
		・平面詳細図	〃	1/30		
		・部分詳細図	〃	〃		
		・建具表	〃	1/50		
		・工事費概算書	〃			
		・各種計算書	〃			
		・計画通知申請資料	〃			
		・関係法令申請資料	〃			
		・設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等）	〃	1/100		
	追加業務	・建築工事積算数量算出書	A4			
		・単価作成資料	〃			
		・見積書及び見積検討資料	〃			
		・				
		・				
建築（構造）	一般業務	・仕様書	A4			
		・構造基準図	〃			
		・伏図（各階）	〃	1/100		
		・軸組図	〃	〃		
		・部材断面表	〃	1/30		
		・部材詳細図	〃	〃		
		・構造計算書	〃			
		・工事費概算書	〃			
		・計画通知申請資料	〃			
		・関係法令申請資料	〃			
		・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃			
	追加業務	・建築工事積算数量算出書	A4			
		・単価作成資料	〃			
		・見積書及び見積検討資料	〃			
		・				
		・				
電気設備	一般業務	⊙仕様書	A4			
		⊙敷地案内図	〃			
		⊙配置図	〃	1/100		
		・受変電設備図	〃	〃		
		・非常電源設備図	〃	〃		
		⊙幹線系統図	〃	〃		
		・電灯、コンセント設備平面図（各階）	〃	〃		
		⊙動力設備平面図（各階）	〃	〃		
		⊙通信・情報設備系統図	〃	〃		
		⊙通信・情報設備平面図（各階）	〃	〃		

		・火災報知等設備系統図 ・火災報知等設備平面図（各階） ・屋外設備図 ⊙工事費概算書 ⊙各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃		
	追加業務	⊙電気設備工事積算数量算出書 ⊙単価作成資料 ⊙見積書及び見積検討資料	A4 〃 〃			
給排水衛生設備	一般業務	・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・給排水衛生設備配管系統図 ・給排水衛生設備配管平面図（各階） ・消火設備系統図 ・消火設備平面図（各階） ・排水処理設備図 ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・工事費概算書 ・各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ・設計内容説明資料（各種技術資料等）	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1/100 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		
	追加業務	・給排水衛生設備工事積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			
空調換気設備	一般業務	・仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・空調設備系統図 ・空調設備平面図（各階） ・換気設備系統図 ・換気設備平面図（各階） ・その他設置設備設計図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・工事費概算書	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1/100 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		

		・各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃 〃 〃 〃			
	追加業務	・空調換気設備工事積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			
昇降機等設備（床機構）	一般業務	⊙仕様書 ・敷地案内図 ⊙配置図 ⊙昇降機等平面図 ⊙昇降機等断面図 ⊙部分詳細図 ⊙工事費概算書 ⊙各種計算書 ・計画通知申請資料 ・関係法令申請資料 ・設計内容説明資料（各種技術資料等）	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	 1/100 〃 〃 〃		
	追加業務	⊙昇降機設備工事積算数量算出書 ⊙単価作成資料 ⊙見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			

(3) その他の成果物

⊙工事監理用観音開き製本図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）

⊙入札用図面（バラ又は PDF データ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

・設計原図　（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

・

(4) 図面の形式等

ア　図面の形式は次による。

(ｱ) 表　紙

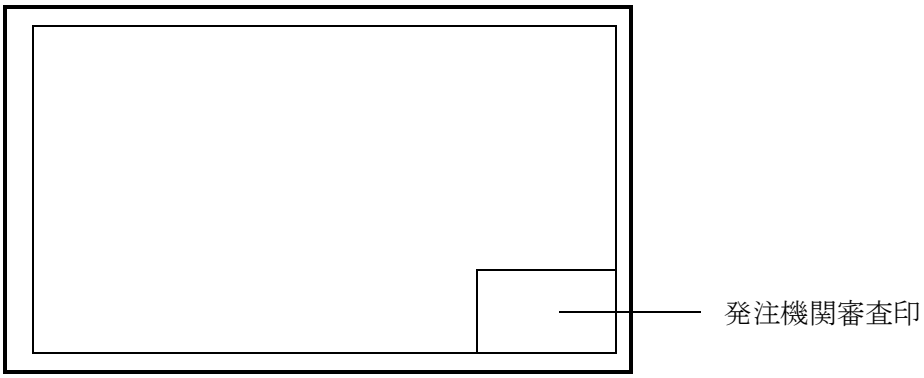

(ｲ) 設計図

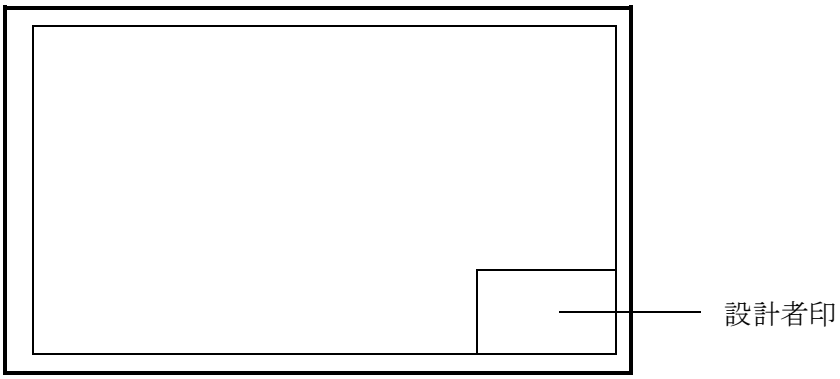

イ　発注機関審査印及び設計者印の様式は次による。

(ｱ) 発注機関審査印

<table>
<tr><td colspan="2">工事名称</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">工事年度</td><td colspan="2">令和　　年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="2">図面名称
縮　尺</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　要</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">図面番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>審　査</td><td>課長</td><td>(副参事)</td><td>(設備事業監)</td><td>班長</td><td>主幹</td><td>担当者</td><td colspan="2" rowspan="4">設計者</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>資格者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
</table>

(ｲ) 設計者印

<table>
<tr><td colspan="2">工事名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">工事年度</td><td colspan="2">令和　　年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="2">図面名称
縮　尺</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">摘　要</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">図面番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">検　印</td><td>管理建築士</td><td>設　計</td><td>製　図</td><td colspan="2" rowspan="4">設計者</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>所在地</td><td></td></tr>
</table>

※法適合確認等が必要な場合、検印欄は調査職員と協議の上、適宜変更すること。

(5) 電子納品としない成果物の製本方法

第２章４(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（ラベル：契約用）及び各種計算書・設計内容説明資料（ラベル：資料）を次のとおり製本すること。

ア　表紙

（背表紙）

契約用

工事名

令和○年度

発注機関名

（表　紙）

契約用

工　　事　　名

令和○年度

発注機関名

(ｱ) 工事名の例　：　沖縄コンベンションセンター舞台機構設備更新工事（仮称）

(ｲ) 発注機関名　：　沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課

※土木建築部内等の技術協力物件の場合、調査職員と協議すること。

イ　製本の内容

(ｱ) 契約用設計書（ラベル：契約用）

a 工事費積算数量算出書（仕訳書・内訳書）

b 単価作成資料

c 図面

・Ａ１判白焼き図面をＡ４判に折り曲げ

・Ａ３判白焼き図面をＡ４判に折り曲げ

(ｲ) 各種計算書・設計内容説明資料（ラベル：資料）

a 工事費積算数量算出書（数量調書、数量算出書）

b 見積書及び見積検討資料

c 構造計算書、設備設計計算書

d 設計内容説明資料

e 打合せ記録簿

(ｳ) ファイルの留め金はドッチ式とする

(6) 計画通知書の記入方法

ア　計画通知書（建築物・工作物）

（第１面）通知者官職　　沖縄県知事　○○　○○

（第２面）【１．官庁所在地】
【イ．郵便番号】９００－８５７０
【ロ．住所】　　那覇市泉崎１丁目２番２号
【ハ．電話】　　０９８－○○○－○○○○
【２．連絡者】
【イ．氏名】　　（担当者名）
【ロ．郵便番号】９００－８５７０
【ハ．住所】　　那覇市泉崎１丁目２番２号
【ニ．電話】　　０９８－○○○－○○○○

イ　建築計画概要書
（第１面）【１．建築主】
【イ．氏名のフリガナ】ｵｷﾅﾜｹﾝﾁｼﾞ　　○○　○○
【ロ．氏名】　　沖縄県知事　○○　○○
【ハ．郵便番号】　　９００－８５７０
【ニ．住所】　　那覇市泉崎１丁目２番２号
【ホ．電話】　　０９８－○○○－○○○○

ウ　建築工事届
（第１面）　建築主
氏名　　沖縄県知事　○○　○○
郵便番号　９００－８５７０
住所　　那覇市泉崎１丁目２番２号
電話番号　０９８－○○○－○○○○

エ　委任状
（代理人）　　（商号及び氏名を記入）
（委任事項）　　建築基準法に基づく諸手続き
（手続き）　　計画通知等
（建築主）　　住所：那覇市泉崎１丁目２番２号
氏名：沖縄県知事　○○　○○

別表

提　出　書　類

（着手時）契約締結後 14 日以内

書　類　名	様式	根拠規定等	備　考
着手届	共通第 2 号様式	－	
業務工程表	共通第 3 号様式	契約書第 3 条	
管理技術者通知書	共通第 4 号様式	契約書第 16 条	
管理技術者の経歴等	共通第 4 号様式(別紙)	共通第 4 号様式	免許等の写しを添付
業務計画書	共通第 5 号様式	共仕第 3 章 5	
業務管理体制系統図	建設第 1 号様式	特記仕様書	
管理技術者の経歴等	共通第 4 号様式(別紙)	特記仕様書	
主任担当技術者の経歴等	建設第 2 号様式	特記仕様書	
担当技術者の経歴等	建設第 3 号様式	特記仕様書	
協力事務所の名称等	建設第 4 号様式	共仕第 3 章 7	
設計方針の説明に関する資料	―	特記仕様書	

（必要時）

書　類　名	様式	規定根拠等	備　考
管理技術者等変更通知書	共通第 4-1 号様式	契約書第 16 条	変更後遅滞なく提出
履行報告書	共通第 6 号様式	契約書第 18 条	
業務一部再委託（変更）承諾願	共通第 7 号様式	契約書第 12 条	
履行体制に関する書面	共通第 7 号様式(別紙)	共通第 7, 9 号様式	
業務一部再委託（変更）通知書	共通第 9 号様式	契約書第 12 条	
是正等の措置請求について	共通第 10 号様式	契約書第 17 条	
是正等の措置結果について	共通第 11 号様式	〃	
業務条件確認請求書	共通第 12 号様式	契約書第 21 条	
履行期間変更請求書	共通第 16 号様式	契約書第 26, 27 条	
協議開始日の通知について	共通第 17 号様式	契約書 28, 29, 32 条	
成果物の〔全部・一部〕使用承諾書	共通第 19 号様式	契約書第 35 条	
業務履行部分確認請求書	共通第 20 号様式	契約書第 39 条	
業務〔指定・引渡〕部分完了通知書	共通第 21 号様式	契約書第 40 条	指定・引渡部分等がある場合
解除通知書	共通第 22 号様式	契約書 第 47～49, 51, 52 条	
打合せ記録簿	共通第 23 号様式	共仕第 3 章 14	

（完了時）

書　類　名	様式	規定根拠等	備　考
業務完了通知書	共通第 24 号様式	契約書第 33 条	業務完了後遅滞なく提出
修補完了報告書	共通第 25 号様式	〃	修補する必要があったとき
業務〔成果物・報告書〕引渡書	共通第 26 号様式	〃	検査合格後遅滞なく提出

※１　契約書：建築設計業務委託契約書

※２　共仕　：建築設計業務委託共通仕様書

【別紙】作成する図面目録一覧

1　電気設備工事

図面番号	図　面　名　称	縮尺	複雑度
	表紙・図面目録	－	
E-1	特記仕様書(電気)	－	簡易
E-2	案内図・全体配置図	適宜	簡易
E-3	舞台機構特記仕様書	－	簡易
E-4	舞台吊物仕様書	－	標準
E-5	舞台吊物断面図	適宜	簡易
E-6	舞台吊物平面図	適宜	簡易
E-7	舞台吊物すのこ図	適宜	簡易
E-8	舞台床機構仕様書	－	標準
E-9	舞台床機構迫り断面図	適宜	簡易
E-10	舞台床機構平面図	適宜	簡易
E-11	舞台床機構奈落平面図	適宜	簡易
E-12	吊物単線結線図	－	複雑
E-13	吊物制御図	－	複雑
E-14	床単線結線図	－	複雑
E-15	床制御図	－	複雑
E-16	操作盤図 1/3　(舞台袖操作盤 外形・ﾊﾟﾈﾙ図、ﾀｯﾁﾊﾟﾈﾙ追加、ﾊﾝﾃﾞｨ追加)	適宜	簡易
E-17	操作盤図 2/3　(各種操作盤)	適宜	簡易
E-18	操作盤図 3/3　(小迫り・ｵｹ迫り・ﾜｺﾞﾝ乗場押釦)	適宜	簡易
E-19	吊物制御盤図　(吊物制御盤、ｹｰｽﾒﾝﾄ制御盤 外形図)	適宜	簡易
E-20	床制御盤図　迫り制御盤 外形図	適宜	簡易

2　機械設備工事

図面番号	図　面　名　称	縮尺	複雑度
M1	特記仕様書(機械)	－	簡易
M2	舞台機構特記仕様書	－	簡易
M3	舞台吊物仕様書	－	簡易
M4	舞台吊物断面図	適宜	簡易
M5	舞台吊物平面図	適宜	簡易
M6	舞台吊物すのこ図	適宜	簡易
M7	舞台床機構仕様書	－	標準
M8	舞台床機構迫り断面図	適宜	簡易
M9	舞台床機構平面図	適宜	簡易
M10	舞台床機構奈落平面図	適宜	簡易
M11	姿図　1/2　音響反射板再塗装	適宜	簡易
M12	姿図　2/2 ｵｹ迫り駆動伝達部、ﾜｺﾞﾝ関係	適宜	簡易

【参考図面】
日数等はあくまで想定になります

①舞台機構制御システム（吊物機構制御盤）
最新の制御装置システムへ更新
・吊物制御盤面数増設（12面→18面）
・フィナルリミットスイッチ（上限停止位置緊急停止装置）の追加
■関連工事　舞台照明工事
・舞台上照明設備工事期間、上下作業、吊物昇降停止となる為
同時施工不可
【工期　全体480日／現場65日】

⑤吊物幕地（紗幕）
幕地（紗幕）更新
・演出効果の向上
【工期　全体90日／現場1日】

④音響反射板
音響反射板、サイドパネルの再塗装、補修
■関連工事　舞台照明改修工事
・音響反射板施工期間、同時施工不可
【工期　全体90日／現場30日】

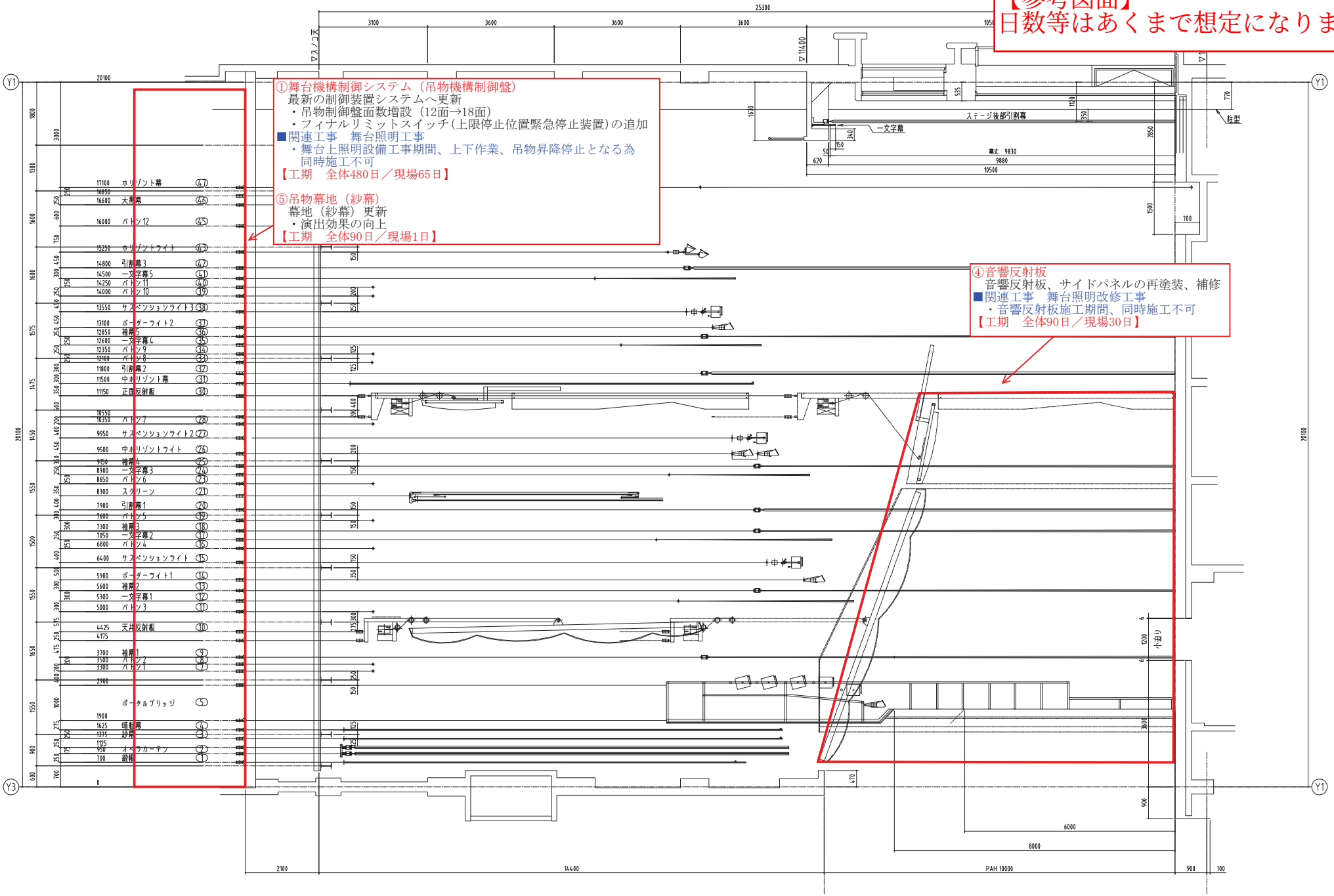

沖縄コンベンションセンター
舞台吊物機構 断面図
S=1/50 (A1)

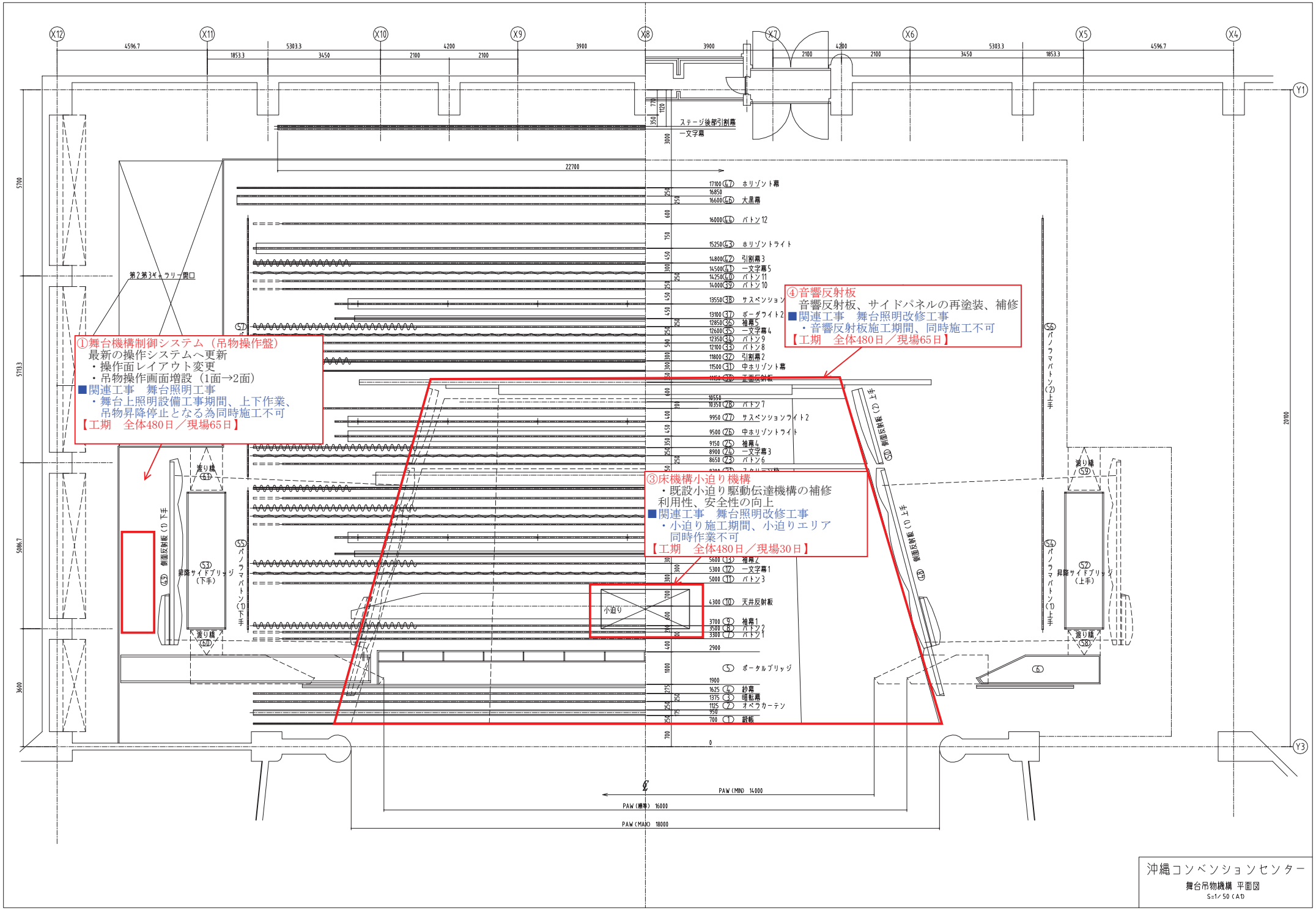

沖縄コンベンションセンター

舞台吊物機構 平面図

S=1/50 (A1)

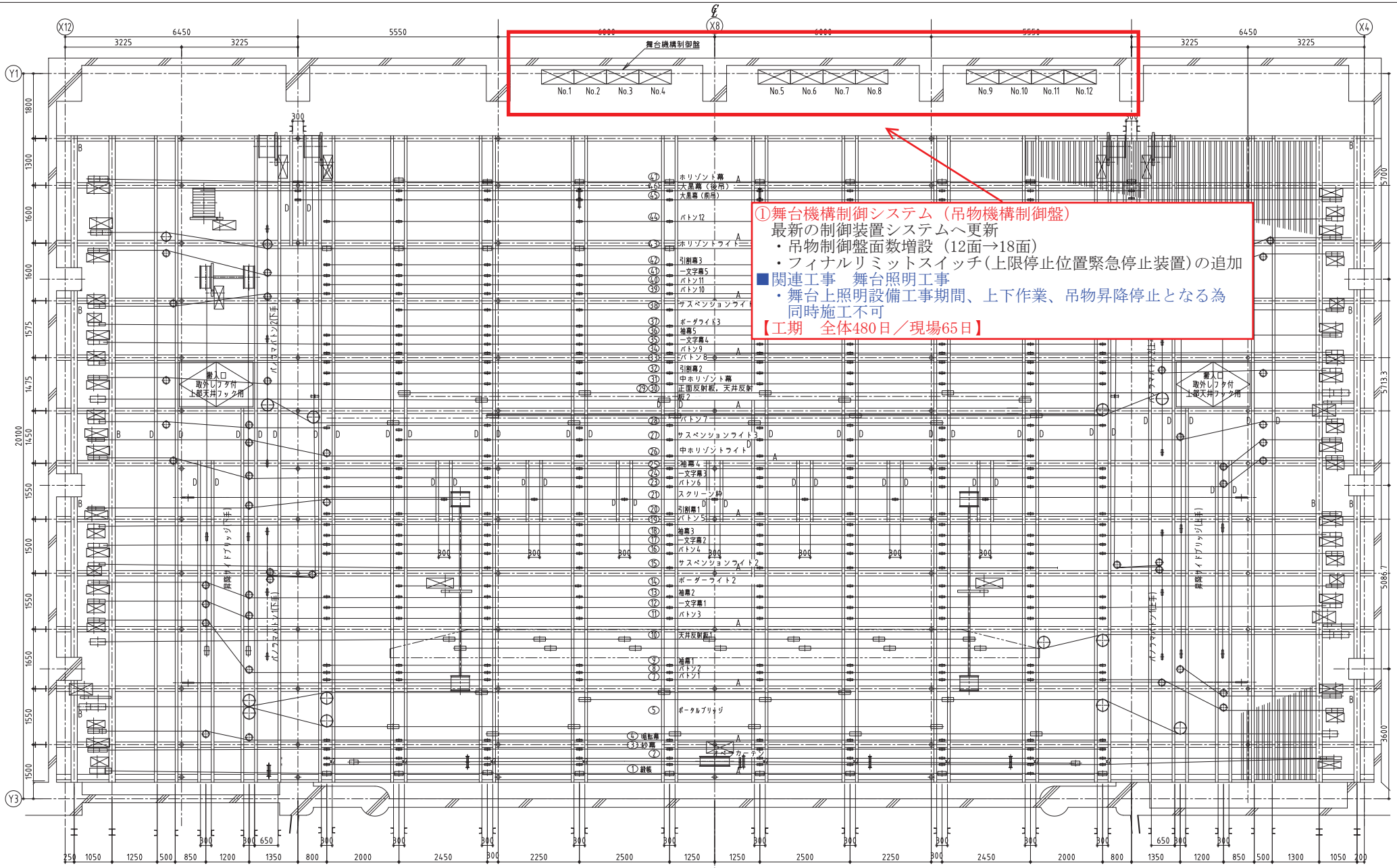

すのこ使用部材表

記号	部　材
A	H-300×150×6.5×9
B	H-175×175×7.5×11
C	□-100×50×20×2.3
D	C-150×75×6.5
⊕	2L-65×65×6

沖縄コンベンションセンター	舞台機構設備　すのこ機器配置図	打合図	[redacted]	2026.04.21

OMSJ11767

①舞台機構制御システム（床機構制御盤）
最新の制御装置システムへ更新
・床制御盤面数増設（3面→4面）
利用性、安全性の向上
■関連工事　舞台照明工事
・舞台上照明設備工事期間、上下作業、
吊物昇降停止となる為同時施工不可
【工期　全体480日／現場65日】

③床機構小迫り機構
・既設小迫り駆動伝達機構の補修
利用性、安全性の向上
■関連工事　舞台照明改修工事
・小迫り施工期間、小迫りエリア
同時作業不可
【工期　全体480日／現場30日】

②床機構オーケストラ迫り機構
客席ワゴン機構
・既設オーケストラ迫り駆動伝達機構の補修
・客席ワゴン可動改良工事
利用性、安全性の向上
■関連工事　舞台照明改修工事
・客席前方迫りに足場設置期間同時施工不可
迫り㎡積載重量あり、足場重量協議必要
【工期　全体480日／現場45日】

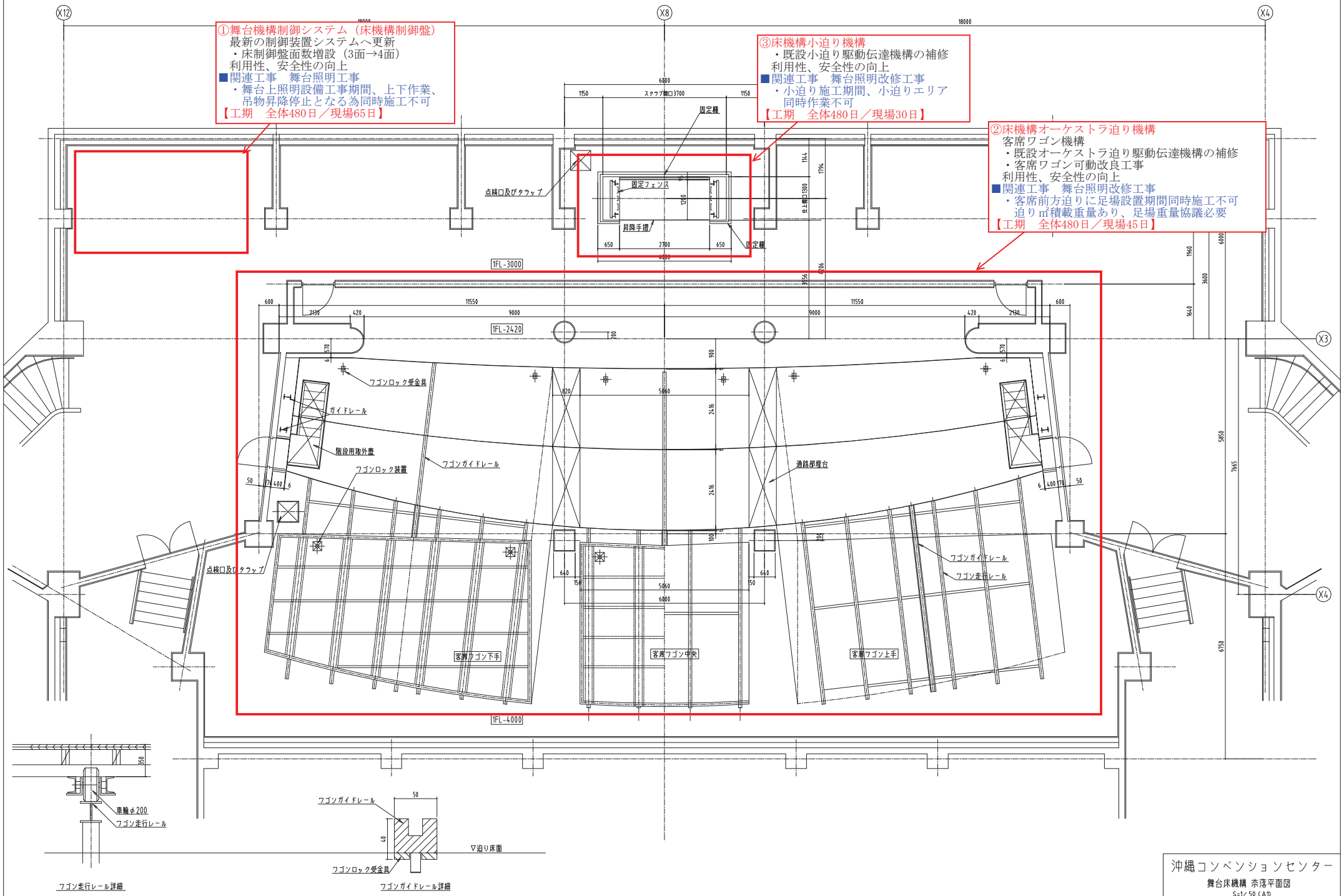

沖縄コンベンションセンター
舞台床機構 奈落平面図
S=1/50 (A1)

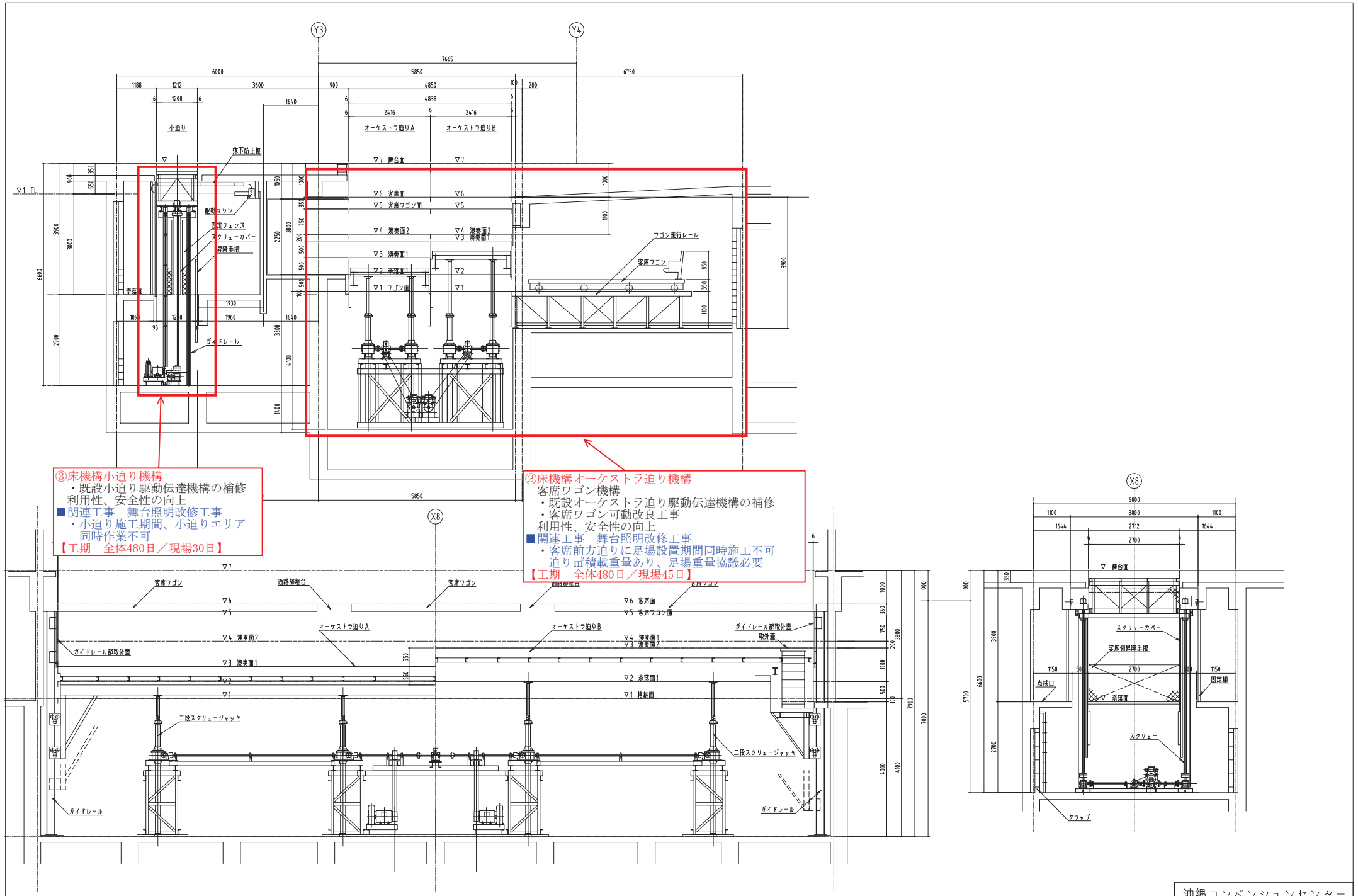

沖縄コンベンションセンター

舞台床機構 迫り断面図

S=1/50 (A1)